

答 申 書  
(答申第 285 号)  
平成 31 年 4 月 5 日

---

1 審査会の結論

北海道教育委員会が人事協議資料等について一部開示決定処分としたこと並びに心理検査の結果及び前妻との連絡文書等について不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、

「1 平成 29 年 4 月以降現在まで作成された請求者の〇〇〇高等学校勤務における事故報告書及び同書記載事項に関わる一切の文書」

「2 請求者が弁護士〇〇〇を代理人として北海道教育委員会及び〇〇〇高等学校に行った申し入れに対し、北海道教育委員会及び〇〇〇高等学校が対応した内容に関わる一切の文書」

「3 平成 29 年 4 月以降現在まで〇〇〇高等学校及び同校管理職・職員が北海道教育委員会に対し、請求者の勤務状況、勤務態度、業務能力、健康状態に関して相談、上申、協議の申入れ等を行った事実がある場合、それに関わる一切の文書」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、上記の開示請求「1」については、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、教職員の事故の有無が明らかとなり、道の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じると認められるとして、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 18 条の規定に基づき「個人情報の存否を明らかにしない決定処分」を行なうとともに、「2 及び 3」については、人事協議資料、平成 30 年度公立高等学校職員異動対象者第一次協議補足資料を対象個人情報と特定し、その一部が条例第 16 条第 1 項第 2 号（以下「2 号情報」という。）及び第 9 号（以下「9 号情報」という。）に該当するとして、平成 30 年 5 月 1 日付け教職第 218 号及び〇〇〇高第 509 号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 30 年 6 月 20 日付けで審査請求書を提出し、「2 及び 3」に係る本件処分について、請求人に関わる一切の個人情報を開示する処分に変更を求めていた他、学校が保管していた請求人の障害診断に用いられた心理検査の結果及び請求人の前妻に対して〇〇〇高等学校校長が行った連絡の趣旨、その方法及び内容についての文書が開示されていないとして、非開示部分の妥当性及び対象公文書の指定が不足であるとしていることから、本件処分の妥当性について判断する。

また、「1」については、平成 30 年 7 月 6 日付けで本審査請求とは別に審査請求が提起されたことから、別の事案として審議を行うこととする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 16 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものを非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 条例第 16 条第 1 項第 9 号は、人事管理に係る事務に関する個人情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるものを非開示情報に該当する旨を定めている。

ウ 請求人は、2 号情報及び 9 号情報を必要以上に広く解釈することにより、請求人に対して行われた差別的言動、退職強要の内容を明らかにせず、請求人の利益が著しく侵害されている状態が継続していると主張する。

エ そこで、審査会として対象個人情報を見分したところ、非開示とされている部分は人事協議資料第 1 号

様式のうち個人（〇〇〇高等学校校長）の携帯電話番号、人事異動のうち退職者に係る教科、氏名、年令等、請求人以外の異動対象者の情報、人事協議資料第2号様式である平成29年度教職員人事異動対象者名簿のうち請求人以外の異動対象者の情報、平成30年度公立高等学校職員異動対象者第一次協議補足資料のうち、請求人以外の異動対象者の情報であり、これらは請求人以外の特定の個人が識別される情報であるとともに、人事異動に関する個人情報であり、公にされるものではないので、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められる。

次に、人事協議資料第1号様式のうち校長の異動者、後任補充に関する考え方、平成30年度公立高等学校職員異動対象者第一次協議補足資料のうち請求人の評価は人事異動対象者に係る校長の意見等を具体的に記載したものであり、学校の人事管理に係る事務に関する個人情報であるため、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示部分については、2号情報及び9号情報に該当すると認められるため、本件処分は妥当であると判断する。

#### （4）対象公文書の指定の不足について

ア 次に、請求人は校長が保管していた請求人の障害診断に用いられた心理検査の結果及び請求人の前妻に対して〇〇〇高等学校校長が行った連絡の趣旨、その方法及び内容についての文書の開示がされていないと主張する。

イ 実施機関は、心理検査の結果については、請求人の受診に校長が同行した際、請求人の了解の下、請求人とともに発達障害支援センターに相談する際に利用する目的で、請求人から校長が2部預かったものであり、受領後は他の目的に利用することなく校長室の鍵付き机に保管していたものであり、当該文書は、その取得状況や管理状況などから、組織的に用いるものとして作成・取得し、管理している公文書に該当しないものと判断した結果、不存在としている。

また、前妻との連絡の趣旨、その方法及び内容等については、〇〇〇高等学校においては、文書として作成しておらず、不存在としている。

ウ 条例第2条第6号は、公文書について「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と定義している。

さらにその趣旨及び解釈として、「北海道個人情報保護条例の施行について（平成6年10月31日北海道総務部長通達。以下「通達」という。）」では、次のように記載されている。

- ・ 「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）等に基づいて、実施機関が保管又は保存していることをいう。
- ・ なお、「実施機関が管理しているもの」であれば、決裁、報告等の手続が外形的に省略されているものでも対象公文書となるものである。
- ・ また、「当該実施機関が組織的に用いるもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためのみに利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階にとどまるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものに該当しない。

- ・ 作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①

文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

エ 請求人に係る心理検査の結果が条例上の公文書に該当するかどうかを判断するには、心理検査の結果について「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」に該当するかを判断するのが適当であり、そのためには、通達に掲げる①文書の作成又は取得の状況、②当該文書の利用の状況、③保存又は廃棄の状況の3点について検討することが必要である。

(ア) 文書の作成又は取得の状況

障害判断に係る心理検査の結果は、請求人の受診に校長が同行した際、請求人の了解の下、請求人とともに発達障害支援センターに相談する際に利用する目的で請求人から取得したものであり、診断書と異なり、学校として必要な書類ではなく、校長の個人の意思により、相談に係る便宜を図るために取得しているものと認められる。

(イ) 当該文書の利用の状況

障害診断に係る心理検査の結果は業務上必要な書類といえず、受領後は他の目的に利用することなく校長室の鍵付き机に保管していたものであり、他の職員が職務上利用している事実も窺えない。

(ウ) 保存又は廃棄の状況

障害診断に係る心理検査の結果は、相談に係る便宜を図るために校長個人が取得したものであって、保存又は廃棄についての規定はなく、専ら校長の判断に任せているものと認められる。

また、請求人及びその代理人から返却の希望があった事から、校長個人の意思により返却している。以上のことを総合的に判断すると、本件心理検査の結果については、公文書の定義で要件とされる「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」であるということはできないものであり、公文書には該当しないと判断する。

したがって、本件心理検査の結果は、条例に基づく開示請求の対象ではないと考えられ、本件開示請求に対し対象公文書として指定しなかったことは、妥当であると判断する。

オ また、請求人が陳述書で主張している心理検査結果の写しの保管について実施機関に確認したところ、〇〇〇高等学校には写しも含め残っておらず、教育庁教職員課においても所持していないことである。この点について、審査会として、実施機関で写しを所持することの必要性などを考えると、その説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、写しが現存することを窺わせるに足りる資料や発言は見当たらなかった。

次に、前妻との連絡の趣旨、その方法及び内容等について、〇〇〇高等学校において文書として作成しておらず存在であるとしているが、これについても存在であるという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、文書が現存することを窺わせるに足りる資料や発言は見当たらなかった。

したがって、実施機関が本件心理検査の結果の写し及び前妻に係る文書を不存在としたことは妥当と判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年 9月25日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 諒問書の受理（諒問番号 588）</li><li>○ 実施機関から関係書類（①諒問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）</li></ul>
平成30年10月 1日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託</li></ul>
平成30年12月 3日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 審査請求人から意見書の提出</li></ul>
平成30年12月17日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 審査請求人の意見陳述</li><li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li><li>○ 審議</li></ul>
平成31年 2月 6日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 答申案骨子審議</li></ul>
平成31年 3月25日 (第98回審査会)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 答申案審議</li></ul>
平成31年 4月 5日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 答申</li></ul>